

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

	頁
議案第 56 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	3
議案第 57 号 指定管理者の指定について [堺市泉ヶ丘プール]	5

平成29年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成29年2月27日

堺市長 竹山修身

議案第 56 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

議案第 57 号 指定管理者の指定について

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市長公室の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

(5) 泉北ニュータウン地域の再生に関する事項

第1条子ども青少年局の分掌事務を定める部分第1号中「児童」を「子ども」に改め、同部分第2号中「児童保育」を「子どもの保育」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

堺市事務分掌条例の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 建築都市局において分掌する泉北ニュータウン地域の都市整備について、市の重要な施策との総合調整を図りながらより一層推進していくため、同地域の再生に関する事項として市長公室に分掌させることとし、所要の改正を行うものであること。

(2) その他規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成29年4月1日から施行するものであること。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市泉ヶ丘プール	大阪府中央区南新町 2丁目3番7号	株式会社サンアメニ ティ大阪	平成29年5月1日から 平成31年9月30日まで

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市泉ヶ丘プールの指定管理者として株式会社サンアメニティ大阪を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
株式会社 サンアメニ ティ大阪	平成 25 年 4 月 1 日	・ プール、海水浴場の監視・水泳指導・清掃等の管理運營業務 ・ 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 等	プール施設の管理運営（能勢町、柏原市、生駒市、桜井市等）	公募

3 選定の理由

堺市公園条例(昭和 35 年条例第 18 号)第 27 条第 1 項第 3 号の規定により公募を行い、応募のあった当該団体について、堺市建設局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 27 条第 3 項の選定の要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

当該団体は、本市公園の健全な発展と使用の適正化及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市泉ヶ丘プールの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

大阪市中央区南新町2丁目3番7号
株式会社サンアメニティ大阪

(2) 選定経過

平成28年5月24日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

平成28年10月18日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(再公募における選定基準等の審議)

平成29年1月18日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(再々公募における選定基準等の審議)

平成29年2月9日 堺市建設局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役 (指定管理・事務改革担当)

目久保 秀明

委員 大阪府立大学大学院看護学研究科准教授 佐保 美奈子

委員 公認会計士 谷 義孝

委員 弁護士 本間 亜紀

委員 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授 山田 宏之

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	株式会社 サンアメニ ティ大阪
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保 ③事故発生履歴	60 点	55 点
(2) 事業計画を确实かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	31 点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	35 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	①開場時間及び休日の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策 ⑥事故防止の考え方	80 点	66 点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	60 点	46 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	60 点	27 点

<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)</p>	<p>①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）</p>	<p>60 点</p>	<p>29 点</p>
<p>合計点</p>		<p>400 点</p>	<p>289 点</p>

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 5）

平成 29 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-16-0063